

出席停止について

都立蒲田高校

学校保健安全法により、所定の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。
出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

登校を再開する際は、下記の「出席停止証明書」に記入の上、医療機関にかかった証明となるもの（病院の領収書等）のコピーを添付して、学校に提出してください。

東京都立蒲田高等学校長殿

出席停止証明書 *保護者が記入してください

年 組 番 生徒氏名

診断名 月 日より登校を再開します。

年 月 日

医療機関名

保護者氏名 印

*ここに領収書等のコピーを添付してください（一部をのりづけ）

※担任記入 （出席停止期間； 月 日～ 月 日） →保健室へ

（裏面：出席停止期間の基準）

主な感染症の種類 及び 出席停止期間の基準 R7.4～

第 二 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻 し ん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風 し ん（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水 痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、 マイコプラズマ感染症 など	<u>学校で通常見られないような重大な流行が 起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、 必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校 長が第三種の感染症として緊急的に措置をと ることができる。</u>